

令和8年度名古屋事務所庁舎清掃等業務契約書（案）

1. 事業名 令和8年度名古屋事務所庁舎清掃等業務
2. 作業内容 別紙2「令和8年度庁舎清掃等業務作業仕様書」による。
3. 清掃場所 愛知県名古屋市熱田区熱田西町1番20号
中部森林管理局名古屋事務所
4. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
5. 請負金額 ₩ . —
(うち、取引に係る消費税及地方消費税額 ₩ . —)
月額 ₩ . —
(うち、取引に係る消費税及地方消費税額 ₩ . —)
6. 契約保証金 免除

上記について、次の条件を持って請負契約を締結したから、契約の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 長野県長野市大字栗田715番地5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長

受注者

(総則)

第1条 受注者は、仕様書及び作業要領に基づき、常に善良な管理をもって誠実に清掃作業を行わなければならない。

2 仕様書及び作業要領に明示されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(作業物件区域又は作業内容の変更等)

第3条 発注者において、必要がある場合は作業物件区域又は作業内容を変更することができる。

この場合において、請負金額を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して協定書によりこれを定めるものとする。

2 発注者において必要がある場合は、作業物件区域の特定、清掃作業の中止又は特定区域への立入を禁止することができる。

(現場責任者)

第4条 受注者は、本契約業務の内、次の事項について受注者を代理して受注者の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
- (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受注
- (4) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、本契約業務の履行に関する注文者としての注文指示等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(清掃作業の検査)

第5条 受注者は、清掃作業完了後、発注者の指定する職員の検査を受けるものとする。検査の結果不合格の場合は、直ちにその指示に従って手直しを行うものとする。

(法令上の責任)

第6条 受注者は、本業務処理にあたる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(規律維持)

第7条 受注者は、本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(守秘義務)

第8条 発注者及び受注者は、本業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(従業員の資格及び義務等)

第9条 受注者は、この契約締結後、速やかに清掃に従事する従業員の氏名、その他発注者が必要と認める事項を、書面をもって届けなければならない。

なお、従業員については、契約期間中継続雇用が可能な者を選任するものとする。

(施設等の利用)

第10条 発注者は、受注者が清掃を行うため使用する機械器具及び消耗品の保管並びに従業員の控え室として必要な施設を無料で利用させるものとする。

(損害賠償の責任)

第11条 本業務履行中は、受注者の責任の及び受注者の従業員の責に帰すべき事由により、発注者若しくは第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、発注者受注者協議して決定するものとする。

(業務の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があると認めたときは、発注者受注者協議して業務の内容を変更し又は中止することができる。

2 前項により、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議し

て協定書により定めるものとする。

- 3 第1項によって受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者受注者協議して決定するものとする。

(請負金額の請求及び支払)

第13条 清掃請負金額の請求は一月毎とし、完了分については、受注者の適法な支払請求書を発注者が受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者が、前項の期限までに請求金額を支払わないときは、期限の翌日から支払日までの日数に応じ、前項による請求金額に対し遅延利息を受注者に支払うものとする。

ただし、前項の期限までに支払わないことが、天災その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は、前項の期間に参入しないものとする。

- 3 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更することができる。

(契約解除)

第14条 発注者は、次の各号の何れかに該当したときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

この場合に、受注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

- (1) 受注者が、契約上の義務を履行せず又は履行する見込がないと発注者が認めたとき。
(2) この契約に関し受注者の従業員が不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
(3) 受注者が、天災その他不可抗力によらず、契約解除を申し出たとき。
(4) 受注者が、契約条項に違反したとき。

第15条 前条により、契約を解除した場合に既済部分があるときは、発注者はこれを審査し、合格と認めた部分について請負金額を支払うものとする。

(債権債務の相殺)

第16条 この契約により、受注者に支払うべき債務があるときは、請負金額を相殺することができる。

(機械器具及び消耗品)

第17条 この契約を履行するために必要な機械器具及び消耗品は、別紙2「仕様書4. 貸与品等について」によるもの以外はすべて受注者の負担とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8

- 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争解決の方法)

第 20 条 この契約に関し紛争を生じたときは、発注者受注者協議をし、協議が整わないときは、第三者に調停を依頼するものとする。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めていない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

(特約事項)

第 22 条 特約事項は別紙 1 のとおりとする。

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。